

高規格救急車

仕様書

四国中央市消防本部



外観5面図・艀装外観図・車内艀装図・車体骨格図

ウ 取付品・取付装置並びに積載品・付属品を明記した書類

エ 電気配線図

オ その他、市が必要とする図面

(2) 受注者は、納入時に完成図書として次の書類を2部提出すること。

ア 製作工程表

イ 製作承認図

ウ 工程写真(データ含む)

各製作工程(シャシ、艀装中、完成)

エ 計量証明書

オ 車両取扱説明書

カ 装備品及び付属品の説明書及び保証書(写し含む)

キ 装備品及び付属品の検査書、検定合格書又は証明書(写し含む)

ク 外注先一覧表

ケ 積載資機材納入一覧表(住所、電話)

コ 自動車検査証

サ 緊急自動車の指定証及び届出確認証

シ 納品書及び納品内訳書

ス その他、市が必要とする図書

※ 上記の製作承認図書類、完成図書及び取扱説明書は、エイナーファイル及び図書にあったファイルにそれぞれ分類し綴じること。

9 受注者は、製作にあたり市担当者と打合せを行い、製作承認図を作成し、市の承認を得て製作に着手すること。なお、この仕様に基づき一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は、市担当者に連絡の上、承認又は指示を受けること。

10 受注者は、製作承認図を変更する必要がある場合は、市担当者と打合せの上、理由書及び変更図面を提出し、承認を得ること。

## 第2 仕様

1 艀装は、「第5艀装詳細」のとおりとする。

2 艀装は、JIS規格に基づいて精選された材料を使用し強度及び耐久性に富むものであること。また、点検整備、清掃及び修理等が容易に行えるようにすること。

3 艀装は、総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮し、資機材等の収納スペースも十分に確保すること。

4 艀装は、全般にわたり防錆、防水及び耐久性を考慮したものであること。

5 車両に設けるステップ、ブラケット、手すり及び握り棒等の取付け部分には十分な補強を施すこと。

6 収納棚等、手が接触する可能性のある箇所については、切創等の怪我防止に努

めること。

- 7 各取付装置には、有効な防水措置を施すこと。また、コーキング及びシーリング類は弾力性のあるものを使用すること。
- 8 各種スイッチ類には、名称・操作方法等が明確に識別できるようプレートを取付けること。
- 9 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保すると共に、資機材計器類の配置で必要な箇所には、点検口又は点検扉を設けること。
- 10 資機材等の積載及び出し入れにより損傷の恐れがある箇所については、アルミ板又はステンレス板を用いて保護すること。
- 11 取り付品及び付属品は、安全確実に積載でき、走行で脱落しないよう強固に取付け、かつ容易に取外しができる堅固な装置を備えること。
- 12 電装品は、無線障害が極力少ないものを使用するとともに、配線は、容量十分なケーブルを使用し、天井及び側板内等に埋設すること。また、無線障害防止のため、ボデーとの間にはアースボンディングを設けオルタネーターにノイズフィルターを取り付けること。
- 13 計器・スイッチ類は、車内の居住性・乗降性を十分考慮し、操作しやすい位置に集約して取付けること。
- 14 車両に取付ける消防専用無線電話装置等（以下「無線機」という。）は、四国総合通信局への申請から運用開始までの電波法上必要な一切の諸手続き全てを受注者が行い、無線局免許状の交付及び市の検査終了をもって納品とする。ただし、無線機一式は現有車両に取付けているものを移設するものとし、配線、取付部品等の必要な材料は新規製品を使用すること。  
受注者は、契約にあたり仕様書を十分熟知の上、了承し、定めのない細部については、市と協議の上、その指示を受け製作すること。
- 15 無線機の移設完了後、電波法に基づく点検を実施し、点検試験成績表を提出すること。
- 16 車両に取付ける車両動態管理装置（以下「AVM」という。）は、運用開始までの必要な一切のシステム設定及び動作確認全てを受注者が行い、市の検査終了をもって納品とする。ただし、AVM一式は現有車両に取付けているものを移設するものとし、配線、取付部品等の必要な材料は新規製品を使用すること。17 無線機及びAVMの取り付けは、同装置に精通した施工業者を選定し市の承認を受けた上で施工を行い、納入前に取り付け完了すること。なお、業者への発注は受注者が行うものとする。

### 第3 シャシ仕様（寒冷地仕様とする）

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 型式      | TRH226S-QFTDK-H 又は 3BF-CS8E26（同等シャシ可） |
| 2 駆動      | 四輪駆動方式                                |
| 3 変速装置    | 電子制御オートマチック（6速以上）                     |
| 4 総排気量    | 2400 cc以上                             |
| 5 使用燃料    | ガソリン                                  |
| 6 乗員人員    | 7人以上                                  |
| 7 オルタネーター | メーカー最大                                |

8	バッテリー	メーカー最大
9	安全装置	ABS装置 エアバック（運転席・助手席） パワーステアリング 衝突回避支援装置
10	ヘッドライト	LED
11	フォグランプ	シャシ純正
12	方向指示器	シャシ純正
13	後退警報機	シャシ純正
14	ドアミラー	電動格納式（メッキ仕様） 補助サイドミラー付
15	サンバイザー	運転席及び助手席
16	ウィンドウ	パワーウィンドウ（運転席・助手席）
17	ドアロック	集中式ドアロック
18	エアコン	リア含む（シャシ純正）
19	シート	シャシ純正
20	タイヤ	救急車・指揮車用パンク対応タイヤ [ブリジストン製・専用ホイール、タイヤ空気圧監視システムセット5本（1本予備）]
21	スタッドレスタイヤ	5本（ブリジストン製：純正ホイール又はアルミホイール付）
22	ゴム製タイヤチェーン	イエティスノーネット製（スタッドレスタイヤ用）
23	標準工具	シャシ純正
24	ジャッキ	シャシ純正
25	非常信号灯	三角表示板
26	その他	車輪止め

#### 第4 完成車両

1 完成車両の寸法及び重量は、次のとおりとする。

- (1) 全長 5,700mm 以下
- (2) 全幅 1,900mm 以下
- (3) 全高 2,600 mm以下
- (4) 重量 5,000kg 以下

2 完成車両の室内寸法は、次のとおりとする。

- (1) 室内長 3,100mm 以上
- (2) 室内幅 1,650mm 以上
- (3) 室内高 1,800 mm以上

3 関係法令への適合

- (1) 完成車両は、「道路運送車両法」及び「道路運送車両の保安基準」に適合し、緊急自動車（救急用）として承認が得られる性能と条件を備えること。また、消防車両の安全基準検討委員会が定める「消防車両の安全基準について」の要件を満たすこと。
- (2) 完成車両は、救急業務実施基準（昭和39年3月3日自消甲教発第6号通知）第10条に基づく救急自動車の要件、救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）に定める応急処置を行うために必要な構造を有すること。

## 第5 艤装詳細

### 1 外装関係

#### (1) 窓

患者室の左側窓ガラス及びバックドア窓ガラスは、下3分の2をくもりガラスとし、上3分の1についてはメーカー純正プライバシーガラスとする。また、患者室の右側窓ガラスはくもりフィルムもしくは白色のフィルムを窓ガラス内側全面に貼り付けるものとする。

#### (2) けん引フック

フロントバンパー部に堅固に取り付けること。（脱着式可）

#### (3) リアステップ

バックドアからの担架及び傷病者の乗降用として、リアステップをフレームに確実に取り付け、バンパーをアルミ板もしくはステンレス板で保護しリアステップにすべり止めテープを取り付けること。また、リアステップ周囲のフレームにゴム等の緩衝材を取り付け保護しストレッチャーの足等が頻繁に接触する箇所については補強すること。

#### (4) フロント及び左側面乗降用ステップ

フロント及び左側面ステップをアルミ製縞板で保護しすべり止めテープを取り付けること。また、フロントフェンダーにもすべり止めテープを取り付けること。

#### (5) 外部電源入力コンセント

リアバンパー左側にAC100V外部電源入力マグネット式接続コンセントを設け外部電源入力中に運転席のインジケータランプが点灯し、外部電源入力中は警告ブザーが鳴りエンジンがスタート出来ないようにすること。また、専用接続コード10mを付属すること。

#### (6) バッテリー

バッテリー収納部は、盗難防止が図れ、容易に点検整備ができる構造とし、配線は、第2種キャプタイヤケーブル又は同等以上の性能を有するものを使用すること。

(7) 消防章

フロントグリル付近中央部に直径約15cmの消防章を強固に取り付けること。  
なお、標準装備のフロントエンブレムについては取り外すこと。

(8) リアドア関係

ア リアドアは跳ね上げ式とし、後方視界確保のため、熱線を設けること。

イ 夜間開放時、後方より容易に視認できる装置（ドア下端LED）を設けること。

(9) キーレスエントリー装置

全ドアを施錠・開錠できること。なお、リモコンキーは予備と合わせ3組とすること。また、エンジンがかかった状態でも全ドアを施錠・開錠できること。

(10) サイドドア及びリアドアに半ドアが防止できる装置を取り付けること。

(11) 各ドア内縁部に赤色反射テープを貼付けること。

(12) 排気管は、車両停車時に車両後方に排気が滞留しない構造とすること。

(13) 車両盗難防止装置を設けること。（メインスイッチ）

(14) コーナーセンサーを取り付け、運転室内にON・OFFスイッチを設けること。

(15) 付属品

ア 全車輪に泥よけを取り付けること。

イ 助手席用アウトサイドミラーを設けること。

ウ プラスチック製サイドバイザーを左右フロントドアに取り付けること。

2 内装関係

(1) 座席

ア 運転席及び助手席は、三点式シートベルト（巻き取り式）を設けること。

イ 運転室内各部にフロアマットを設けること。

ウ 患者室の座席は次のとおりとすること。

(ア) 左側（サイドドア側）に横向きに2人が座れる患者室2人掛けシートを設けること。シートは跳ね上げ式とし跳ね上げ時には固定できる構造としシートベルトを設けること。また、シート下部は、資機材収納庫を設けること。

(イ) 患者室2人掛けシートの助手席側に1人掛ハイバックシートを設けシートベルトを設けること。また、ハイバックシート左側に乗降用グリップを取り付けること。

(ウ) メインストレッチャー頭部側に後ろ向き1人掛シート（跳ね上げ式）を設けシートベルトを設けること。

(エ) シートベルトは、救急活動に支障がないように、収納できる構造とすること。

(2) 防振ストレッチャー架台

患者搬送時、加速度等により生ずる揺れ及び路面からの振動を十分に吸収できる構造であること。また、次に揚げる機構が備えられていること。

ア 磁気ダンパー式もしくは、空気式防振ストレッチャー架台とすること。

イ 心臓マッサージの際にベッドの防振機能を固定する装置を設けること。

ウ 患者に対し、最適なポジションで処置できるよう、横スライド機構を有するものであること。

エ メインストレッチャーが搬出時に落下するのを防止するガイドを取付けること。

### (3) メインストレッチャー

メインストレッチャーはファーン社製アンダーキャリッジ 4080-S とエクステンジストレッチャー4155 の組み合わせとすること。また、サイドアーム両側にはサイドアームプレート及びカバーを取り付けること。

### (4) スクープストレッチャー収納庫

市が別途準備するスクープストレッチャー (FW - 4901 - 154) を指示した場所に収納できるように収納庫を設け、確実に固定し取り出し易い構造とすること。なお、収納庫扉は白色とすること。

### (5) 全身固定用ボード収納庫

市が別途準備する全身固定用ボード (FW-4901-153) を指示した場所に収納できるように収納庫を設け、確実に固定し取り出し易い構造とすること。なお、収納庫扉は白色とすること。

### (6) 患者監視装置設置台及び人工呼吸器取り付け金具

市が別途準備する患者監視装置 (BSM-3562) が設置できる台を指示する位置に取り付け、取り出し易い構造とすること。なお、設置台の下部に市が別途準備する人工呼吸器 (ANSWER) が固定できる金具を取り付けること。また、患者監視装置設置台の運転席側に人工呼吸器の蛇管や小物を収納できる収納庫を取り付けること。

### (7) 除細動器設置台

市が別途準備する除細動器 (TEC-2603) が設置できる架台を指示する位置に取り付け、取り出し易い構造とすること。なお、架台下部に小物等が収納できる構造とすること。

### (8) 吸引器固定用具

市が別途準備する吸引器 (LSU4000) 用のAC電源コード付ウォールブラケットを指示する位置に取り付け、取り出し易い構造とすること。なお、AC電源コード付ウォールブラケットについては受注者が準備することとする。

### (9) ボンベの取り付け

右スライドドア内に酸素ボンベ2本 (10リットル型) とボンベ受台を設け、酸素ボンベ2本の固定バンドを取り付けること。



(10) 加湿流量計付酸素吸入装置及び減圧弁の取り付け

高圧配管ホースに三方チーズを取り付け確実に固定配管及び車内に露出しないように裏配管し、加湿流量計付酸素吸入装置及び減圧弁2個を取り付けできるようにすること。なお、加湿流量計付酸素吸入装置及び減圧弁2個については、市が別途、医療機器販売会社に発注し取り付けることとする。

(11) 消火器

車内にブラケットを設けて設置すること。

(12) 資機材ボックス

資機材ボックスの構造は、次のとおりとすること。

ア 腐食に対しては十分な配慮をすること。

イ 堅牢で、かつ、走行中の振動により異音の発生が少ないものとすること。

ウ 寸法精度が高く、ゆがみ、又は隙間が少ないようにすること。

エ 床面との接合部分に防水処置に施すこと。

オ 外面及び内面には、危害を生じ、又は収容物に損傷を与える恐れのある鋭利な突起物等がないようにすること。なお、内面には必要に応じ、積載品の固定装置及び緩衝材を設けること。

カ 各扉及び引き出しには、必要によりマグネット及びベルト等の固定装置を設け、走行中の振動又は内容物の移動により開放しない構造とすること。

キ 各扉及び引き出しは、収納物が見えるようアクリル製とすること。ただし、遮光のため扉の材質を変更するのはこの限りでない。

ク レスキューツール（バール、万能斧、ガラスカッター、シートベルトカッター、活線ボルトクリッパー）を取り付け、迅速に取り出せる位置に収納すること。

ケ 運転席後部に縦型収納庫を設け、可動式棚を取り付け棚板は3段とすること。なお、縦型収納庫周囲にホワイトボード及び書類や地図等の収納庫が取り付けられるようにすること。また、収納庫扉に収納網棚を取り付けること。

コ 大型収納室扉及び後ろ向き1人掛シート付近にホワイトボードを取り付けること。なお、着脱式、固定式かは問わない。

サ 運転席後部もしくは縦型収納庫に書類や地図等が収納できる収納庫を設けること。

シ 助手席後部に上段に2段収納庫及び下段に内部中間棚付の収納庫を設けること。また、2段収納庫付近にウェルパス収納庫を設けること。

ス 患者室右ルーフサイド前方に施錠装置付収納庫（仕切り付）を設け、後方に酸素マスク等が収納できるトレイを取り付けること。

セ 患者室左ルーフサイド前後に収納庫を設けること。

ソ 患者室右後部に処置トレイ付上段と下段に分かれた収納庫を設けること。

タ 後ろ向き1人掛シート付近に三段収納庫を設け市が別途準備する記録器

(日本光電 WS-261V) が固定できるようにして専用の DC12V コードを配線すること。

チ 患者監視装置設置台の上部にセンサー類が収納できるポケットトレイを取り付けること。

ツ 標準装備のゴミ箱上部に 2 段引出しを設け引出し内に緩衝材を取り付けること。

テ 縦型収納庫扉にディスプレイ手袋及びティッシュボックスを収納する装置を取り付けること。なお、着脱式、固定式かは問わない。

ト ハイバックシート右脇に地図入れ収納庫を取り付けること。

ナ 患者室内右前後ろ向き 1 人掛シート脇にバインダー収納を設けること。

ニ 患者室内天井に網棚を 2 箇所に取り付けること。

ヌ 市指定の扉及び引き出しに盗難防止のための施錠装置を取り付けること。

ネ 患者室の資機材収納ボックス等については、市と協議の上、取り付けること。

ノ ヘルメット吊り下げ用バネ付きの C 型フック 3 個 (助手席 1 個、運転席 2 個)、患者室内後ろ向き 1 人掛シート上部にバネ付きの C 型フック 3 個及び右ルーフサイドにバネ付きの C 型フック 3 個を取り付けること。

ハ 感染症対策として、運転席と患者室を隔離できるビニール製の間仕切り布等を設けること。なお、通常運用時は収納できる構造であること。

#### (13) 点滴固定用装置

輸液ポンプ上部の天井付近に点滴瓶 2 本を吊り下げるフック及び固定用の装置を取り付けること。また、天井の手摺り用パイプに可動式の点滴瓶 2 本を吊り下げるフック及び固定用の装置を取り付けること。

#### (14) ゴミ箱

標準仕様のゴミ箱とは別にマグネット式のゴミ箱を設けること。

#### (15) アシストグリップ及び手摺り

ア メインストレッチャー上部天井及び患者室右側 2 箇所にアシストグリップを設けること。(長さについては別途協議)

イ 患者及び関係者が後部より、安全に乗降が出来るようクッション巻手摺りを設けること。

#### (16) 輸液ポンプ用パイプホルダー

患者室の使用に適した位置に設けること。

#### (17) 床

シーリング加工で防水処置を施すこと。また、腐食防止のため、合板の下は耐腐食材を使用すること。なお、後部ドア付近は、出来得る限りアルミ縞板張りとする。

#### (19) 手袋等の収納

運転席と助手席間の上部付近に、ディスプレイの手袋及びティッシュボックスを収納する装置を取り付けること。

- (21) バックドアリアガラスに電動カーテンを取り付けること。
- (22) 助手席から患者室内を確認できるミラーを増設すること。なお、運転席ルームミラーで患者室内を確認できない場合は運転席にもミラーを増設すること。
- (23) その他  
その他の装備品については、市と協議の上、設置及び取り付けすること。  
また、市の指定がない装備品についてはメーカー標準仕様とすること。

### 3 電装関係

#### (1) 電装関係スイッチ等

ア 運転席と助手席間に、電子サイレンユニット、LED式赤色警光灯、その他各種電装品のスイッチ等を設け、運転席と助手席から容易に操作できるように、インストルメントパネル付近に集中配置し、夜間の運転に支障のない照度で照明をすること。また、運転席付近にも同様のスイッチ類を増設し機関員が容易に操作できるようにすること。

イ スwitch等は、名称及びON・OFFの表示をするとともに作動状況を確認できる構造とすること。

ウ 電装品のヒューズ等を一括して設け、表示すること。

エ ボディー各部にアースボンディング（アーシング）を設けること。

#### (2) LED式赤色警光灯

ア ルーフ前面は、大型LED式赤色警光灯とし、ルーフ埋め込み式とすること。

イ ルーフ後面サイドには、大型LED式赤色警光灯を左右各1基取り付けると。

ウ フロントグリル付近に補助赤色警告灯2灯を取り付けし、その他の補助赤色警告灯は市が指定する位置に複数個取り付けること。

エ 赤色警光灯スイッチは、サイレンアンプに内蔵するとともに連動させること。

#### (3) 電子サイレン等

ア サイレンアンプは、コンソール内蔵式とすること。

イ メッセージ用スイッチは、渋滞通過、交差点、右左折、出動予告及びサイレンスタートスイッチとする。

ウ ウー音、出動予告及び各種音声メッセージを、運転席及び助手席から容易に操作できるようプッシュスイッチをセンターパネル及びハンドル付近に増設すること。

エ サイレンアンプ専用ハンドマイクを取り付けること。

オ 住宅用モードを備えていること。

#### (4) 冷房装置

運転室のほか、オーバーヘッドクーラーを患者室に設け、スイッチはコントロールパネル内に設けること。

(5) 暖房装置

運転室用のほか、ヒーターを患者室用に設け、スイッチはコントロールパネル内に設けること。

(6) 換気装置

患者室から排出ができるよう設け、スイッチはコントロールパネル内に設けること。また、サイレン音が、患者室に入り込まないように防音対策を施し換気装置のフィルターが容易に交換できること。

(7) ランプ類

ア 運転室の天井に室内灯を設け、ドア開閉と連動し点滅すること。ON・OFFスイッチ付とすること。

イ 助手席にフレキシブルアーム式のマップランプを設け、助手席上部にはLED灯を取り付けること。

ウ 患者室に20W以上相当のLED（調光機能付）を4個以上、患者室天井部に設けること。なお、スイッチはコントロールパネル内に設けること。

エ 患者観察灯（調光機能付）を患者室天井部に設けること。なお、スイッチはコントロールパネル内に設けること。

オ サイドウインカーをボディー両側面上部または、ドアミラー組み込み式として取り付けること。

カ LEDタイヤ灯を左右に取り付け、スイッチは車両のスマールと連動とすること。なお、タイヤ灯は後輪前部周辺を十分に照射できるよう取り付け位置に配慮すること。

キ 患者灯又はスポットライトをバックドア内側上部に設け、搬出入時の照明とする。点灯は、後部ドア開閉連動式とし、ON・OFFスイッチ付とすること。

ク 側面ドア付近にステップ灯（LED）を設け、側面ドア開閉連動式とし、ON・OFFスイッチ付とすること。

ケ 車両ルーフ側面の適当な位置に、ドア開閉又はサイドブレーキ連動の補助赤色警告灯付LED作業灯を左右2個ずつ取り付けること。また、スイッチは前席に設けること。

コ 車両の灯火類及び車内のランプ類は可能な限りLEDに変更すること。

(8) 電圧変換用インバーター等

ア メーカー最大の正弦波インバーターで医療機器が使用可能なものを取り付けること。

イ AC100V及びDC12V電源が自動切替できる機能を取り付けること。

ウ エンジン停止中でも外部電源（AC100V）接続により、患者室内灯及び

電気機器が使用できるようにすること。

エ エンジン停止中でも外部電源（AC100V）接続により、車両バッテリーが充電できるようにすること。

オ コンセントを次により、患者室の使用に適した場所に設けること。

（ア）交流100V用 9口以上

（イ）直流12V用 2口以上

（ウ）取り付け位置については市と協議する。

（エ）交流・直流コンセントが混在する場合については、100V用、12V用を識別できるよう銘板を設けること。

（9）ナビゲーションシステムを取り付けること。

（10）患者室にデジタル電波時計を取り付けること。

（11）右・左折時の音声による方向指示、交差点及び渋滞道路を通過する際に警告できる装置を設けること。なお、解除スイッチ付とすること。

（12）後退警報器を設けON・OFFスイッチを取り付けること。

（13）パノラミックビューモニター又はアラウンドビューモニターを取り付け車内のモニター等で車外周囲を確認できるようにすること。

（14）ETC2.0 車載器を取り付けること。（セットアップを行なうこと。）

（15）前後ドライブレコーダーを取り付けること。

（16）助手席及び患者室内に無線用スピーカー（ON・OFF スイッチ付）を設けること。

（17）運転席シート後部又は助手席シート後部にパーティションボード等を設置しAVM機器及び無線共用器の取り付けができるようにし、AVM等用電源端子及び無線用電源を設けること。

（18）AVMモニター用台をセンターコンソールに取り付けること。

（19）ネームプレートを24枚納入すること。

（20）その他、市が指示していない艤装については、標準仕様とすること。

#### 4 その他

打合わせで生じた軽微な変更には対応すること。

### 第6 記入文字及び反射材

1 記入文字は、体裁よく配列すること。（耐久性のあるステッカー貼り可）大きさ及び位置については別途指示する。

2 車体周囲の上部（上部は両側面のみ）及び中央部には、赤色ラインを入れ、両側面・後面の赤ラインには再帰性に富む反射材を使用すること。

3 両フロントドア内縁、両スライドドア内縁及びバックドア内縁に赤色反射テープを貼付けすること。

4 車両両側面に再帰性に富む反射材を使用しバッテンバークマーキングを施すこと。

- 5 車両後面に再帰性に富む反射材を使用しシェブロンマーキングを施すこと。
- 6 助手席側前面赤ライン内に「F. D SHIKOKU CHUO」と白文字のゴシックで貼付すること。
- 7 キャブ左前面、車両後面リアガラス右下及び左右フロントドア部に「救4」と赤色の丸ゴシックで貼付すること。
- 8 両側面ボディー部に「四国中央市消防署」と青文字反射の丸ゴシックで左読みとし、市の消防本部ワッペンデザインと併せて貼付すること。
- 9 両側面ドア部に救急シンボルマーク(生命の星、青色反射)を貼付けすること。
- 10 両側面ボディー上部作業灯間に「SHIKOKU CHUO FIRE DEPARTMENT」と2段に、青文字反射の斜体ゴシックで左読みとして貼付すること。
- 11 両側面ガラス部に「Emergency Medical Service」と反射の斜体ゴシックで左読みとし貼付けすること。(文字色は別途協議)
- 12 車両後面上部に「EMS」と青文字反射で貼付けすること。
- 13 車両上部の適切な位置に対空表示「四国」・「中央」・「救4」を赤色で明記すること。
- 14 後部中央赤ライン上下どちらかのスペースに「四国中央市消防署」と青文字反射の丸ゴシック左読みで貼付すること。
- 15 傷病者室内横向きシート後部側面に「救4」と赤文字反射の丸ゴシックで貼付すること。
- 16 記入要領の細部については別途指示する。
- 17 打合わせで生じた軽微な変更には対応すること。
- 18 ロゴ・マークなどの商標権については、受注者が確認を行うものとする。

## 第7 特記事項

- 1 車両エンジン及び資機材収納庫等の鍵には名称札を取付けた上、メインキー、予備キーあわせて3組を納入すること。
- 2 受注者は、市の指定する場所で当該車両に十分慣れるよう技術指導を2回実施すること。
- 3 完成車両には、市が別途調達する高規格救急車資機材を積載及び取付ける必要があるため、その積載及び取付けについて必要な協力を行うこと。
- 4 受注者は、納入後に旧車両の永久抹消登録(廃棄処分)を実施すること。なお、廃棄に要する費用は受注者の負担とする。
- 5 自動車登録番号は、市指定の番号とする。
- 6 その他、本仕様書に定めのない必要な事項が生じたときは、市と受注者が対等の立場に立ち協議するものとする。